名古屋入国管理局	難民調査担当	前項第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事務並びに難民の認定に関する同項第二号、第六号、第八号、第十号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務
	違反審査担当	前項第十七号から第二十号まで、第二十三号及び第二十四号に掲げる事務
	審判担当	前項第二十一号、第二十二号及び第二十五号に掲げる事務並びに異議申立てに関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当、在留管理情報担当、就労審査担当、留学審査担当、研修審査担当、短期滞在審査担当及び難民調査担当が分担する事務を除く。）
	実態調査担当	前項第二十六号に掲げる事務
	情報管理担当	前項第二十七号に掲げる事務（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）及び第二十八号に掲げる事務
	審査管理担当	前項第二号から第五号まで、第八号、第十号、第十二号、第二十七号及び第二十八号に掲げる事務並びに第二十九号に掲げる事務（就労審査担当、留学・研修審査担当、永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）
	就労審査担当	就労（技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第一号、第六号、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第一号、第六号、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げる事務
	永住審査担当	前項第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事務、難民の認定に関する同項第二号、第六号、第八号、第十号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第一号、第六号から第十一号まで及び第二十九号に掲げる事務
	審判担当	前項第十七号から第二十五号までに掲げる事務並びに異議申立てに関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務（審査管理担当、留学・研修審査担当、永住審査担当及び就労審査担当が分担する事務を除く。）
	実態調査担当	前項第二十六号に掲げる事務
大阪入国管理局	審査管理担当	前項第二号から第五号まで、第八号、第十号及び第十二号に掲げる事務並びに第二十九号に掲げる事務（就労・永住審査担当、留学・研修審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）
	就労・永住審査担当	前項第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事務、難民の認定に関する同項第二号、第六号、第八号、第十号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第一号、第六号から第十一号まで及び第二十九号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第一号、第六号、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げる事務

広島入国管理局 福岡入国管理局	審判担当	前項第十七号から第二十五号までに掲げる事務並びに異議申立てに関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当、就労・永住審査担当及び留学・研修審査担当が分担する事務を除く。）
	実態調査担当	前項第二十六号に掲げる事務
	情報管理担当	前項第二十七号及び第二十八号までに掲げる事務
	入国・在留審査担当	前項第一号から第十六号まで及び第二十七号から第二十九号までに掲げる事務（審判担当が分担する事務を除く。）
	審判担当	前項第十七号から第二十五号までに掲げる事務並びに異議申立てに関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（入国・在留審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）

第八条第一項に次の一号を加える。

十五　入管法第十九条の十九第一項に規定する事実の調査に関すること。

第八条第二項の表東京入国管理局の項中

調査第一担当	前項第八号に掲げる事務のうち、摘発を必要とする違反事件及び背後組織に関する違反事件に関するもの

を

調査第一担当	前項第八号に掲げる事務のうち、摘発を必要とする違反事件及び背後組織（以下「背後組織」という。）に属する者

に改め、同表名古屋入国管理局の項中

調査第一担当	前項第八号に掲げる事務のうち、摘発を必要とする違反事件及び背後組織に関する違反事件に関するもの

を

調査第一担当	前項第八号に掲げる事務のうち、摘発を必要とする違反事件及び背後組織（以下「背後組織」という。）に属する者

に改め、同表大阪入国管理局の項中

調査第一担当	前項第八号に掲げる事務のうち、摘発を必要とする違反事件及び背後組織に関する違反事件に関するもの

を

調査第一担当	前項第八号に掲げる事務のうち、摘発を必要とする違反事件及び背後組織（以下「背後組織」という。）に属する者

に改める。

第九条中「第十二号」を「第十六号」に、「第二十一号」を「第二十六号」に、「第二十四号」を「第二十九号」に改める。

第十三条中「（東京入国管理局成田空港支局、東京入国管理局羽田空港支局、名古屋入国管理局中部空港支局及び大阪入国管理局関西空港支局の総務課においては、第十号に掲げる事務を除く。）」を削り、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。